

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 204 実務対応報告公開草案第 59 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」の概要について

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2020年6月3日、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表しました。

現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められています。そうした中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）については2021年12月末に恒久的な公表停止が見込まれ、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっています。LIBORを参照する取引は広範囲に渡るため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性があることから、ASBJより、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、今回、本公開草案が公表されることとなりましたので、今回はその概要を解説します。

（本公開草案最終化時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本公開草案の最終化から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定となっています。）

1. 範囲

金利指標改革に起因するLIBORの置換は、企業からみると不可避免的に生じる事象であり、このような事象に、そうした事態を想定して開発されていない会計基準を当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられ、本公開草案では特例的な取扱いを定めています。

本公開草案は、LIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変

更のみが行われる金融商品を適用範囲としています。また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲としています。

なお、本公開草案では、最終化後に新たに LIBOR を参照する契約を締結する場合、その金融商品も適用範囲に含まれるとしています。

2. 「金利指標置換時」等の定義

「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点としています。

また、「金利指標置換前」とは、金利指標置換時よりも前の期間のことをいい、「金利指標置換後」とは、金利指標置換時よりも後の期間としています。

3. 注記事項

報告日時点において本実務対応報告を適用することを選択した企業は、本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記することとしています。また、本実務対応報告を一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記としています。ただし、連結財務諸表において上述の内容を注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしています。

4. 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用することができるとしています。また、本実務対応報告を適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができるとしています。